

廃棄物再生事業者登録の手引き

平成26年4月23日
三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課

登録申請について

廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の減量化・再生の推進が喫緊の課題となっているなか、優良な廃棄物再生事業者の育成を図るとともに市町村による分別収集や住民団体による集団回収を推進していくための事業者側の協力を得る目的で、平成4年度に始まりました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2の規定に基づき、現在廃棄物の再生を業として営んでいる優良な事業者は、申請することによりその事業場について「廃棄物再生事業者」の登録を受けることができます。

【登録の対象とならない場合】

- ・ 廃棄物の再生業の実績がない場合（これから再生業を行うことを計画している場合）
- ・ 廃棄物の収集又は運搬のみを業として営んでいる場合
- ・ 有価物（廃棄物でないもの）のみを原料にして再生事業を行っている場合
- ・ 登録の基準を満たさない場合（再生の対象となる廃棄物の種類に応じた必要な施設、保管施設、運搬施設、経理的基礎がない（債務超過、3期連続赤字等）、再生業を行うにあたって必要な廃棄物処理業許可・廃棄物処理施設設置許可がない、生活環境保全上の措置が実施されていない等）

なお、この登録を受けることによって一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可が不要になるものではありません。

登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することはできません。登録を受けずに「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用した場合、廃棄物処理法第34条の規定により、10万円以下の過料に処せられます。

また、いわゆる「専ら物」の再生業は廃棄物処理業許可は不要ですが、再生に使用する施設の処理能力が一定規模以上の場合は、廃棄物処理施設の設置許可が必要ですので、御注意ください。

「専ら物」は、現在、古紙、金属くず、空き瓶、古繊維の4品目のみです。ペットボトル、白色トレイ等廃プラスチック類は「専ら物」には該当しません。

廃棄物処理にかかる許可について

品目	処理業許可	施設設置許可	
古紙 金属くず 空きびん 古繊維	不要 (他の品目を含む場合は必要)	【一般廃棄物】 処理能力 5t/日 以上は必要	【産業廃棄物】 不要
廃プラスチック 木くず がれき類(コンクリート塊・アスファルト塊) その他	必要		(破碎)処理能力5t/日超は必要 (破碎)処理能力5t/日超は必要 (破碎)処理能力5t/日超は必要 施設の種類による

1 登録基準

事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる等の次の基準に適合している場合に限り、

登録基準

(施行規則第16条の2)

1	廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。	・保管する廃棄物の種類に応じた適切な保管施設
2	生活環境の保全上支障を生ずることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。	
イ	古紙の再生を行う場合にあっては、当該古紙の再生に適する梱包施設	・圧縮、梱包施設
ロ	金属くずの再生を行う場合にあっては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設	・磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等金属を選別する施設 ・切断、破碎等の加工施設、選別した金属を圧縮する設備等
ハ	空き瓶の再生を行う場合にあっては、当該空き瓶の再生に適する選別施設	・カレットを色別を選別する施設 ・カレットから不純物を選別・除去する施設 ・リターナブル瓶を選別する施設
ニ	古繊維の再生を行う場合にあっては、当該古繊維の再生に適する裁断施設	・選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設
ホ	上記に掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあっては、当該廃棄物の再生に適する施設	・当該廃棄物の再生に適する施設
3	廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。	フォークリフト 運搬車両
4	事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	再生事業を的確に継続して実施可能な資産を保有し、利益を計上し適正に法人税(所得税)を納税している経営状態(債務超過でない、3期連続で赤字でない等)
5	その他事業を適正に行うことができる者であること。	廃棄物収集運搬業・処分業許可、 廃棄物処理施設設置許可、 法令に基づく生活環境保全上必要な措置、 事業場・施設等の所有権(使用权)、 廃棄物処理の受託契約、 再生した製品・素材の販売契約、等

2 登録手続き

(1) 登録手数料

40,000円(三重県収入証紙)

(2) 提出書類 P6 「申請・届出 必要書類」を御参照ください。

正本1部、副本1部を三重県庁8階 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課へ提出してください。

(3) 三重県の手続窓口

申請手続きについては、
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班
TEL 059-224-2475 にお電話ください。

(4) 申請手続きの大まかな流れ

現在、廃棄物処理法等の法令違反状態でなく、
又行政の命令・指導・監視を受けておらず、
廃棄物再生事業を業として営んでいる(優良事業者である)

登録の基準を満たしている(と客観的に証明できる)

P5、6の「申請・届出 必要書類」を参照して、申請書・添付書類を整える
(御不明な点は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班に
お問い合わせください)

申請書・添付書類について三重県の担当者と事前協議する
(前日までに電話予約をお願いいたします)

協議内容を踏まえ申請書・添付書類の修正・追加等を行う

申請書・添付書類が整ったら、登録手数料
(三重県収入証紙4万円分)を添えて提出する

三重県の担当者が申請書類を受理し、内容審査、現場確認を行う

問題がなければ、廃棄物再生事業者として登録され、登録証明書が交付される

【参考】 標準処理期間(申請受理後の処理に要する標準的な期間)

書類審査	20日
現場確認	3日
内部決裁	7日
合計	30日

変更届出等について

1 変更の届出

(1) 届出必要事項

登録を受けた廃棄物再生事業者は、次の事項に変更があった場合は30日以内に届出をしなければなりません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条)

- ・廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・事務所及び事業場の所在地
- ・廃棄物の再生に係る事業の内容
- ・事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

(2) 提出書類 P6「申請・届出 必要書類」及びP7「変更届出 添付書類」を御参照ください。

万一、30日以内の届出を怠ったときは登録が取り消される場合もありますので、御注意願います。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第22条第1項第2号)

2 休止・廃止・再開の届出

(1) 届出必要事項

登録を受けた廃棄物再生事業者は当該事業を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業を再開した場合は、30日以内に届出をしなければなりません。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条)

(2) 提出書類 P6「申請・届出 必要書類」を御参照ください。

3 届出窓口

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班
TEL 059-224-2475

〒514-8570 津市広明町13番地

正本1部、副本1部を三重県庁8階 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課へ提出してください。

遠隔地等でやむを得ず郵送する場合は、返信用封筒(必ず送付先を記入し、副本郵送分の切手を貼ってください。)を同封してください。

申請・届出必要書類

1 登録申請様式

- ・廃棄物再生事業者登録申請書 第3号様式（廃棄物処理法施行細則第3条関係）
- ・（別紙1）事業計画書
- ・（別紙2）事業の用に供する施設の概要
- ・（別紙3）業務経歴を記載した書類
- ・添付書類（施行規則第16条の3）

2 変更届出様式

- ・廃棄物再生事業者登録事項変更届出書 第5号様式（廃棄物処理法施行細則第3条関係）

3 廃止・休止・再開届出様式

- ・登録廃棄物再生事業場廃止・休止・再開届出書 第6号様式（廃棄物処理法施行細則第3条関係）

4 その他様式

- ・廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書 第2号様式（平成7年3月31日付け生環第551号各保健所長あて三重県理事通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用について」）

これらの申請届出様式（登録証明書再交付申請書を除く）は、三重県環境生活部ホームページ「三重の環境」からダウンロードすることができます。

<http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100160/saisei/touroku.htm>

「三重の環境」トップページ左側の「内容から探す」の項目のなかで
「届出と申請」をクリック

表示された画面上の項目「産業廃棄物」の右下の「一覧はこちら」をクリック

表示された件名のうち、「廃棄物再生事業者の登録」をクリック

表示画面の下部の「添付資料」にWordとPDFのファイルがあり、
ダウンロードすることができます。

申請・届出 必要書類 一覧

		新規 申請	変更 届出	休止 届出	再開 届出	廃止 届出	再交付 申請
・ 廃棄物再生事業者登録申請書	第3号様式						
・ 登録手数料40,000円	三重県収入証紙(40,000円分)						
・ 登録廃棄物再生事業者登録事項 変更届出書	第5号様式						
・ 登録廃棄物再生事業場廃止・ 休止・再開届出書	第6号様式						
・ 廃棄物再生事業者登録証明書 再交付申請書	第2号様式						
・ 廃棄物再生事業者登録証明書 (既交付分)							

登録証明書の書換を希望する場合

添付書類

添付書類は、必要に応じて増減します。

1	事業計画の概要を記載した書類	(別紙1)事業計画書					
2	事業の用に供する施設の種類の 数量並びに構造及び設備の概要	(別紙2)事業の用に供する施設の概要					
		処理能力計算書 取扱説明書					
3	事業の用に供する施設(保管施設を含む)の構造を明らかにする 平面図、立面図、断面図及び構造図	事業所付近の案内図、 事業所の見取図及び施設の配置図、 保管施設の構造を明らかにする図面・写真、 再生に供する施設の構造を明らかにする図面・ 写真、 運搬施設の写真及び車検証の写し、等					
4	事業の用に供する施設の所有権 又は使用権限を有することを証する 書類	事業場の土地・建物に係る不動産登記簿謄本、 不動産賃貸借契約書の写し、 事業の用に供する施設、設備及び機械等の購入 契約書の写し若しくはリース契約書写し、等					
5	法人である場合には、定款又は 寄附行為及び登記事項証明書	定款又は寄附行為 商業登記簿謄本(申請日から6ヶ月以内)					
6	個人である場合には、住民票の 写し(又は外国人登録証明書)	個人である場合には、住民票の写し(又は外国 人登録証明書)					
7	業務経歴を記載した書類	(別紙3)業務経歴を記載した書類					
8	経理的基礎に関する資料	[法人]法人税納税証明書、貸借対照表、損益計 算書(直前1年分 赤字の場合は直前3年分 必要に応じ今後5年間の事業計画)					
		[個人]所得税納税証明書、資産に関する調書 (様式7)(直前1年分 赤字の場合は直前3年 分 必要に応じ今後5年間の事業計画)					
9	その他事業を適切に行うことが できる者であることを明らかにする ために必要と認める書類	廃棄物収集運搬業・処分業許可証の写し、 廃棄物処理施設設置許可の写し、 法令に基づく生活環境保全上必要な措置(特定 施設設置届出の写し等)、 廃棄物処理の受託契約写し、 再生した製品・素材の販売契約写し、等					

変更がある場合必要に応じ添付

変更届出 添付書類

[注]個別具体のケースにより必要な添付書類の増減があります。

	変更事項	必要な添付書類(例示)
1	法人事業者の代表者の氏名	商業登記簿謄本(届出日から6ヶ月以内)
2	法人事業者の住所	商業登記簿謄本(届出日から6ヶ月以内)
3	法人事業者の名称	商業登記簿謄本(届出日から6ヶ月以内)
4	個人事業者の氏名	住民票又は外国人登録証明書
5	個人事業者の住所	住民票又は外国人登録証明書
6	事務所の所在地	周辺案内図、見取図、商業登記簿謄本(届出日から6ヶ月以内) 法人のみ必要、不動産登記簿謄本、(不動産賃貸借契約書写し)
7	事業場の所在地	周辺案内図、見取図、施設配置図、商業登記簿謄本(届出日から6ヶ月以内) 法人のみ必要、不動産登記簿謄本、(不動産賃貸借契約書写し)
8	廃棄物の再生に係る事業の内容	(別紙1)事業計画書、(別紙2)事業の用に供する施設の概要、原料となる廃棄物の引き取り状況が確認できる書類(廃棄物処理委託契約書写し、引取伝票等)、再生物の販売状況が確認できる書類(再生物の売買契約書写し、出荷伝票等)
9	事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	事業場周辺案内図、事業場見取図、施設配置図、保管施設の構造を明らかにする図面・写真、再生に供する施設の構造を明らかにする図面・写真、運搬施設の写真及び車検証写し、施設の所有権又は使用権限を有することを証する書類(購入契約書写し、購入代金振込書写し、リース契約書写し等)
10	事業場の移転・拡張	上記7～9の必要な添付書類

法 令 抜 粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

(廃棄物再生事業者)

第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第三十四条 第二十条の二第三項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)

(廃棄物再生事業者の登録)

第十七条 法第二十条の二第一項 に規定する廃棄物の再生を業として営んでいる者(以下「廃棄物再生事業者」という。)は、同項 の登録(以下「登録」という。)を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 事務所及び事業場の所在地

三 廃棄物の再生に係る事業の内容

四 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

五 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料

2 前項の申請書には、事業場の図面その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、廃棄物再生事業者の事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項 の環境省令で定める基準に適合しない場合を除いて、登録をしなければならない。

(登録証明書)

第十九条 都道府県知事は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより登録証明書を交付するものとする。

(変更の届出)

第二十条 登録を受けた廃棄物再生事業者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、第十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(休廃止の届出)

第二十一条 登録廃棄物再生事業者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、三十日以内に、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 その事業の用に供する施設その他の事項が法第二十条の二第一項の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 二 前二条の規定による届出をしなかつたとき。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

(廃棄物再生事業者の登録基準)

第十六条の二 法第二十条の二第一項の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
 - 二 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
 - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
 - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
 - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
- ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- 三 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
 - 四 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 - 五 その他事業を適正に行うことができる者であること。

(廃棄物再生事業者の登録)

第十六条の三 令第十七条第二項の規定による環境省令で定める書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画の概要を記載した書類
- 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 三 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

- 四 個人である場合には、住民票の写し
- 五 業務経歴を記載した書類
- 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

(登録証明書)

第十六条の四 都道府県知事は、令第十九条の登録証明書に、次に掲げる事項を記載して交付するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業場の所在地
- 三 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 四 登録の年月日及び登録番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

(平成4年8月13日付け衛環第232号 厚生省生活衛生局水道環境部長通知)

第5 その他の事項

4 廃棄物再生事業者

- (1) 廃棄物再生事業者の登録制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる者について一定の基準を充足していることを要件とする登録制度を設けることにより、これらの事業を営んでいる者の資質の向上及び市町村における一般廃棄物の再生への協力的体制の整備を図ることを目的とするものであること。
- (2) 再生の対象となる廃棄物は一般廃棄物に限るものではなく、また、登録の対象となる事業者には、公益法人、事業協同組合等で定款又は寄付行為上再生に係る事業を行うことができるものも含まれること。
なお、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可については、この登録を受けることによって不要となるものではないこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

(平成4年8月13日付け衛環233号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知 [改定]平成9年9月30日 衛環251号)

第4 廃棄物再生事業者に関する事項

1 廃棄物再生事業者の登録基準等

- (1) 登録に必要な施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第16条の2第2号イからホに掲げる施設のうち、再生の対象となる廃棄物の種類に応じた施設並びに当該廃棄物の種類がいずれの場合にあっても共通して必要な同条第1号に規定する保管施設及び同条第3号に規定する運搬施設であること。
- (2) 同条第1号に規定する保管施設は、屋根及び壁を有することを要件とするものではないが、保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであること。
- (3) 同条第2号イに掲げる梱包施設とは、選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設をいうこと。
- (4) 同条第2号ロに掲げる選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設をいうこと。

- (5) 同条第2号ロに掲げる加工施設とは、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等をいうこと。
- (6) 同条第2号ハに掲げる選別施設とは、カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設をいうこと。
- (7) 同条第2号ニに掲げる裁断施設とは、選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設をいうこと。
- (8) 施設は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的・恒常的に専有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、所有と同様に取り扱って差し支えないこと。
- (9) 経理的基礎については、申請書に記載された経理的基礎に関する資料、業務経歴を記載した書類等により確認すること。
- (10) 廃棄物の再生に係る事業の内容、事業の用に供する施設に変更がある旨の届出があった場合には、変更後も登録基準に適合することを確認すること。
- (11) 廃棄物再生事業者の登録について、金属くず回収業者から当該申請を受けた場合は、都道府県公安委員会とも必要に応じ連絡調整を図りつつ、適切に対応されたいこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について

(平成4年8月31日衛環環第245号 厚生省環境整備課長通知)

13 第二十条の二関係（廃棄物再生事業者）

問 122 廃棄物と有価物の両方の再生事業を営んでいるものは、改正法第二十条の二第一項の規定に基づき廃棄物再生事業者として登録を行う対象となるか。また、市況の変動により有価物となることがある廃棄物を扱っている業者はどうか。

答 いずれも対象となる。

問 123 処理料金を取って廃棄物を収集運搬及び選別している業者Aから、有価物のみを買い取り梱包し売却している業者Bは、廃棄物の再生の事業を営んでいるとはみなされないかと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問 124 改正法第二十条の二第四項では、市町村は登録廃棄物再生事業者に対して、一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができると規定しているが、集団回収に対する協力を含むと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問 125 改正法第二十条の二第一項の登録を受けた者が、産業廃棄物の再生のみを業として行い、一般廃棄物の再生を行っていない場合は、その者は、同条第四項に規定する協力の対象者には該当しないものと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

問 126 改正規則第十六条の三第一号の事業計画の概要には、再生しようとする廃棄物の種類、年間再生予定量、再生品の種類と販売先を記入させることとしてよいか。

答 差し支えない。

問 127 改正規則第十六条の三第二号で定める図面は、再生の事業の用に供する施設についてのみ添付すれば足りると解してよいか。

答 お見込みのとおり。なお、事業の用に供する施設の構造を明らかにする写真等をもって代えることも可とする。

問 128 省略

問 129 省略

問 130 廃棄物の再生を業として行おうとする者は、改正法第七条第四項の許可の対象とすることができるかと解してよいか。

答 お見込みのとおり。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(平成四年七月四日三重県規則第四十八号の二)

(廃棄物再生事業者の登録の申請等)

第三条 法第二十条の二第一項の規定による登録の申請は、廃棄物再生事業者登録申請書(第三号様式)によるものとする。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十九条の規定により知事が交付する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(第四号様式)のとおりとする。

3 令第二十条の規定による変更の届出は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(第五号様式)によるものとする。

4 令第二十一条の規定による事業場の廃止、休止又は再開の届出は、登録廃棄物再生事業場廃止・休止・再開届出書(第六号様式)によるものとする。

一部改正〔平成一三年規則二一号・一八年二二号〕